

田村市高齢者健康長寿サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、高齢者に田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券(以下「利用券」という。)を交付し、健康増進につながる施設及び交通機関を利用することで、高齢者の健康の増進及び外出機会の増加による社会参加の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象となる者は、市内に住所を有し、当該年度の4月1日において70歳以上の者(当該年度内において70歳に達する者を含む。)とする。ただし、次の各号のいずれかの施設等に入所している者は除く。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する住居並びに同条第22項、第27項及び第28項に規定する施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設並びに同条第17項に規定する住居

(利用券の申請)

第3条 利用券の交付を受けようとする者は、本人の証明となる書類を持参し、田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(利用券の交付等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券(様式第2号)を交付する。

- 2 利用券は、利用者1人につき4月から9月までに申請した者に対しては5,000円分、10月から翌年3月までに申請した者に対しては2,500円分を交付する。
- 3 利用券の有効期間は、交付を受けた日の属する年度の3月31日までの期間内とする。
- 4 利用券は、紛失又は汚損等した場合、再交付は行わない。

(利用券の使用方法)

第5条 利用券は、交付を受けた者(以下「利用者」という。)本人に限り使用できるものとする。

- 2 利用券は、次条に規定する利用券取扱事業者の経営する施設又は交通機関等を利用した場合に、使用することができる。
- 3 利用券は、利用券取扱事業者の定める利用料(以下「利用料」という。)を超えない範囲で任意の枚数の利用券を使用することができ、利用料が利用券1枚の額面未満の場合には、利用券1枚を使用することができる。ただし、利用券の使用に対する釣銭は支払わないものとする。
- 4 利用者は、利用券を譲渡又は売買をしてはならない。

(利用券取扱事業者の登録等)

第6条 利用券取扱事業者として登録できる事業者は、市内に所在する次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)第15条第1項、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項又は旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けた者の設置する浴槽水に入浴させる施設を経営する事業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第1号の営業に供する施設を除く。)
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項又は第9条第1項の許可を受けて経営する事業者

- (3) 前号に掲げるもののほか、高齢者の健康の増進及び外出機会の増加に寄与する事業を行う事業者で市長が必要と認めるもの
- 2 利用券取扱事業者として指定を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券取扱事業者指定申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請書を受領した場合には、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券取扱事業者指定証(様式第4号)を申請者に交付し、指定するものとする。
 - 4 利用券取扱事業者は、内容に変更が生じた場合又は取扱いを廃止した場合は、速やかに田村市高齢者健康長寿サポート事業利用券取扱事業者指定(変更・廃止)届(様式第5号)に前項に規定する指定証を添えて市長に届け出なければならない。

(利用券の精算)

第7条 利用券を受領した利用券取扱事業者は、田村市高齢者健康長寿サポート事業請求書(様式第6号)に受領した利用券を添えて市長に当該利用料を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに利用券取扱事業者に当該利用料を支払うものとする。
- 3 利用券取扱事業者は、利用券1枚の額面未満の利用料に対し、利用券1枚を受領した場合、当該利用券に係る市長に請求することができる額は、当該利用料の額とする。

(利用券の返還等)

第8条 利用者が、死亡若しくは転出した場合又は第2条各号の要件に該当した場合は、速やかに利用券を市長に返還しなければならない。

- 2 市長は、利用者が虚偽の申請その他の不正の行為により利用券の交付を受けた場合は、当該利用者に対し、既に交付した利用券を返還させるとともに市が事業者を支払った利用料を返還させるものとする。
- 3 市長は、利用券取扱事業者が虚偽その他の不正な行為により利用券の精算をした場合は、当該利用券取扱事業者に対し、既に支払った利用料を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。